

2 行政 經營 部

附 属 機 関

平成28年（2016年）7月1日現在

| 名 称 | 設置年月日 | 定 数 | 担 任 事 務 |
|-----------------------------------|------------------------|-------------|---|
| 防 災 会 議 | 昭和39 (1964). 4. 1 | 28人 (実数) | 地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害時の情報収集を行う |
| 国民保護協議会 | 平成18 (2006). 4. 1 | 40人以内 | 吹田市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について審議する |
| 公務災害補償等 認定委員会 | 昭和42 (1967). 12. 23 | 5人 | 公務上又は通勤による災害の認定に関して審議する |
| 公務災害補償等 審 査 会 | 昭和42 (1967). 12. 23 | 3人 | 公務災害の認定等や補償の実施に対する不服申立てを審査し、裁定する |
| 特別職報酬等 審 議 会 | 昭和41 (1966). 1. 10 | 15人以内 | 特別職の報酬等の額について審議する |
| 適正職務等第三者 審 査 委 員 会 | 平成26 (2014). 7. 1 | 4人 | 一般職の職員の法令等に違反する疑いのある行為並びに分限処分及び懲戒処分について審議する |
| 入札等監視委員会 | 平成27 (2015). 7. 1 | 3人 | 入札及び契約に関する事項について調査審議する |
| 総合計画審議会 | 昭和41 (1966). 1. 10 | 20人以内 | 市の総合計画に関して審議する |
| 市 税 審 議 会 | 昭和32 (1957). 7. 3 | 7人以内 | 市税の賦課や徴収に関して審議する |
| 情報公開 運 営 審 議 会 | 平成14 (2002). 7. 1 | 12人以内 | 情報公開制度の公正かつ円滑な運営に関して審議する |
| 個人情報 保 護 審 議 会 | 平成14 (2002). 7. 1 | 11人以内 | 個人情報保護制度に関して審議する |
| 情報公開・個人情報 保 護 審 査 会 | 平成17 (2005). 4. 1 | 5人以内 | 公文書の公開に関する不服申立て等について審議する |
| 消費生活センター 指定管理者候補者 選 定 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 消費生活センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する |
| 人権施策審議会 | 平成12 (2000). 4. 1 | 12人以内 | 人権施策に関して審議する |
| 交流活動館 運 営 審 議 会 | 平成14 (2002). 4. 1 | 10人以内 | 交流活動館の運営に関して審議する |
| 男女共同 参 画 審 議 会 | 平成14 (2002). 11. 1 | 15人以内 | 男女共同参画計画の策定のほか、男女共同参画の推進に関して審議する |
| 男女共同参画センタ 一 運 営 審 議 会 | 平成14 (2002). 11. 1 | 15人以内 | 男女共同参画センターの運営に関して審議する |
| 市民公益 活 動 審 議 会 | 平成14 (2002). 4. 1 | 10人以内 | 市民公益活動の促進に関する重要事項について審議する |

| 名 称 | 設置年月日 | 定 数 | 担 任 事 務 |
|--|-----------------------|-------|--|
| 市 民 自 治 推 進 委 員 会 | 平成19 (2007). 1. 1 | 8人以内 | 市民参画及び協働に関する重要事項を審議する |
| 市民センター等 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 市民センター及び山田ふれあい文化センターの 指定管理者として指定しようとする団体の選定 について審議する |
| 地区市民ホール等 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 地区市民ホール及びコミュニティセンターコミ ュニティプラザの指定管理者として指定しよ うとする団体の選定について審議する |
| 市民公益活動センター 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 市民公益活動センターの指定管理者として指定 しようとする団体の選定について審議する |
| 勤 労 者 福 祉 共 済 運 営 委 員 会 | 昭和49 (1974). 10. 1 | 20人以内 | 勤労者福祉共済に関して審議する |
| 勤 労 者 会 館 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 勤労者会館の指定管理者として指定しようとする 団体の選定について審議する |
| 地 元 企 業 等 共同研究開発事業 認定審査会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 地元企業等共同研究開発事業の補助の対象とな る事業の認定について審議する |
| J O B ナビすいた 運 営 業 務 委 託 事業者選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | J O B ナビすいた運營業務を委託する事業者の 選定について審議する |
| 文化振興審議会 | 平成18 (2006). 4. 1 | 10人以内 | 文化の振興に関して審議する |
| 文 化 会 館 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 文化会館の指定管理者として指定しようとする 団体の選定について審議する |
| 歴史文化まちづくり センター指定管理者 候補者選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 歴史文化まちづくりセンターの指定管理者とし て指定しようとする団体の選定について審議す る |
| 南山田市民ギャラリー 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 南山田市民ギャラリーの指定管理者として指定 しようとする団体の選定について審議する |
| スポーツグラウンド 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | スポーツグラウンドの指定管理者として指定し ようとする団体の選定について審議する |
| 市 民 プ ー ル 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 市民プールの指定管理者として指定しようとし る団体の選定について審議する |
| 市 民 体 育 館 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 市民体育館の指定管理者として指定しようとし る団体の選定について審議する |
| 武道館指定管理者 候補者選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 武道館の指定管理者として指定しようとする団 体の選定について審議する |

| 名 称 | 設置年月日 | 定 数 | 担 任 事 務 |
|--|-----------------------|-----------------|---|
| 総合運動場 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 総合運動場の指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する |
| 児童会館・児童 センター運営委員会 (11館に設置) | 昭和55 (1980). 4. 15 | 18人以内 (館ごとに) | 児童会館・児童センターの運営に関して審議する |
| 児童会館 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 児童会館・児童センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する |
| 子ども・子育て 支援審議会 | 平成25 (2013). 6. 1 | 15人以内 | 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議する |
| 児童福祉審議会 | 平成27 (2015). 9. 1 | 5人以内 | 保育所の設置認可等について審議する |
| 民営化保育所 移管先選定委員会 | 平成27 (2015). 4. 1 | 9人以内 | 民営化する吹田市立保育所の移管先の選定に関する事項について審議する |
| 民生委員推薦会 | 昭和39 (1964). 11. 1 | 14人以内 | 民生委員、児童委員候補者推薦事務を行う |
| 福祉審議会 | 平成4 (1992). 7. 1 | 24人以内 | 社会福祉に関して審議する |
| 地域福祉計画 推進委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 15人以内 | 地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について審議する |
| 総合福祉会館 生活介護施設 運営業務委託事業者 選定委員会 | 平成27 (2015). 4. 1 | 5人以内 | 総合福祉会館生活介護施設運営業務を委託する事業者の選定に関する事項について審議する |
| 介護認定審査会 | 平成11 (1999). 8. 20 | 300人以内 | 介護保険における要介護、要支援について審査する |
| 高齢者いこいの家 運営審議会 | 平成14 (2002). 4. 1 | 10人以内 | 高齢者いこいの家の運営に関して審議する |
| 高齢者生きがい活動 センター指定管理者 候補者選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 高齢者生きがい活動センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する |
| 老人デイサービス センター指定管理者 候補者選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 老人デイサービスセンターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する |
| 介護老人保健施設 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 介護老人保健施設の指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する |
| 岸部中デイサービス センター及び 岸部中グループホーム 指定管理者候補者 選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 老人デイサービスセンター及び認知症高齢者グループホームの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する |

| 名 称 | 設置年月日 | 定 数 | 担 任 事 務 |
|--------------------------------------|------------------------|-------|---|
| 介護保険施設等 選 定 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 介護保険施設等の選定について審議する |
| 障がい支援区分等 認 定 審 査 会 | 平成18 (2006). 4. 1 | 25人以内 | 障がい支援区分について審査する |
| 障がい者施策 推 進 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 20人以内 | 障がい者の福祉施策に係る計画の策定その他障がい者の福祉施策の推進について審議する |
| 公害健康被害 認 定 審 査 会 | 昭和49 (1974). 12. 21 | 13人以内 | 公害健康被害の認定や補償給付について審査する |
| 地方独立行政法人 市立吹田市民病院 評 価 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 7人以内 | 地方独立行政法人の業務実績に関する評価を行う |
| 医 療 審 議 会 | 昭和52 (1977). 6. 4 | 21人以内 | 医療施策に関する課題について審議する |
| 公害診療報酬 審 査 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 3人以内 | 公害診療報酬について審査する |
| 国民健康保険 運 営 協 議 会 | 昭和25 (1950). 11. 30 | 14人 | 国民健康保険事業の運営に関して審議する |
| 総合福祉会館 及び保健センター 運 営 審 議 会 | 昭和62 (1987). 4. 1 | 18人以内 | 総合福祉会館と保健センターの運営に関して審議する |
| 予防接種健康被害 調 査 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 8人以内 | 予防接種法に基づき市が実施した予防接種に起因する健康被害について医学的見地から審議する |
| 廃棄物減量等 推 進 審 議 会 | 平成 6 (1994). 4. 1 | 25人以内 | 一般廃棄物の減量等に関して審議する |
| 環 境 審 議 会 | 平成 9 (1997). 4. 1 | 25人以内 | 環境基本計画や環境施策に関して審議する |
| 環 境 影 響 評 価 審 査 会 | 平成10 (1998). 4. 1 | 15人以内 | 環境影響評価と事後調査に関して審議する |
| 資源リサイクルセンター 指定管理者候補者 選 定 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 資源リサイクルセンターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する |
| 旅館営業審議会 | 昭和46 (1971). 12. 28 | 5人以内 | 旅館営業に対する同意について審議する |
| 建 築 紛 争 調 停 委 員 会 | 平成 8 (1996). 7. 1 | 5人以内 | 建築紛争の調停等に関して審議する |
| 環 境 安 全 審 査 会 | 平成23 (2011). 4. 1 | 8人以内 | 遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設において事故等があった場合、環境安全の確保に関する事項を科学的に調査審議する |
| 都市計画審議会 | 昭和44 (1969). 9. 1 | 20人以内 | 都市計画に関して審議する |

| 名 称 | 設置年月日 | 定 数 | 担 任 事 務 |
|---|------------------------|-------|---|
| 景観まちづくり 審 議 会 | 平成21 (2009). 4. 1 | 10人以内 | 景観まちづくりに関して審議する |
| 建 築 審 査 会 | 昭和46 (1971). 4. 1 | 7人 | 建築基準法による同意や審査請求についての裁 決等に関して審議する |
| 開 発 審 査 会 | 平成13 (2001). 4. 1 | 7人 | 都市計画法による開発許可等に対する審査請求 について裁決を行う |
| 住 宅 審 議 会 | 平成15 (2003). 11. 20 | 7人以内 | 市営住宅の建設及び管理、住宅施策に関する重 要事項等について審議する |
| 市営住宅民間資金 等活用事業者選定 等 委 員 会 | 平成25 (2013). 10. 1 | 6人以内 | 民間資金等の活用による市営住宅の整備に係る 実施方針の策定並びに事業及び事業者の選定に ついて審議する |
| 花とみどりの情報 センター指定管理者 候補者選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 花とみどりの情報センターの指定管理者として 指定しようとする団体の選定について審議する |
| 下水道事業受益者 負担金審査委員会 | 昭和41 (1966). 6. 1 | 9人以内 | 下水道事業受益者負担金について審議する |
| 水 道 事 業 経 営 審 議 会 | 平成 8 (1996). 7. 1 | 15人以内 | 水道事業経営に関して審議する |
| 義務教育諸学校 教科用図書 選 定 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 9人以内 | 義務教育諸学校の教科用図書の選定について審 議する |
| 小学校給食調理等 業務委託事業者 選 定 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 小学校給食調理等業務を委託する事業者の選定 について審議する |
| 社会教育委員会議 | 昭和36 (1961). 1. 1 | 12人 | 社会教育に関して審議する |
| 公民館運営審議会 | 平成16 (2004). 6. 1 | 16人以内 | 公民館における各種事業に関して審議する |
| 図 書 館 協 議 会 | 平成15 (2003). 10. 1 | 10人以内 | 図書館の運営に関して審議する |
| 図 書 館 窓 口 等 業務委託事業者 選 定 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 図書館窓口等業務を委託する事業者の選定につ いて審議する |
| 博 物 館 協 議 会 | 平成 4 (1992). 11. 15 | 15人以内 | 博物館の運営に関して審議する |
| 文化財保護審議会 | 平成 9 (1997). 10. 1 | 10人以内 | 文化財の保存及び活用に関して審議する |
| 自然体験交流センター 指定管理者候補者 選 定 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 自然体験交流センターの指定管理者として指定 しようとする団体の選定について審議する |
| 子育て青少年拠点 夢つながり未来館 指定管理者候補者 選 定 委 員 会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 子育て青少年拠点夢つながり未来館の指定管理 者として指定しようとする団体の選定について 審議する |

| 名 称 | 設置年月日 | 定 数 | 担 任 事 務 |
|---|----------------------|-------|--|
| 青少年問題協議会 | 昭和48 (1973). 6. 1 | 18人以内 | 青少年施策に関して審議する |
| 子育て青少年拠点 夢つながり未来館 青少年活動サポート プラザ青少年交流 活動支援業務委託 事業者選定委員会 | 平成25 (2013). 4. 1 | 5人以内 | 青少年交流活動支援業務を委託する事業者の選定について審議する |
| 少年自然の家 運 営 審 議 会 | 昭和55 (1980). 5. 5 | 15人以内 | 少年自然の家の運営に関して審議する |
| 青少年クリエイ ティブセンター 運 営 審 議 会 | 平成14 (2002). 4. 1 | 15人以内 | 青少年クリエイティブセンターの運営に関して審議する |
| 行政不服審査会 | 平成28 (2016). 7. 1 | 3人以内 | 行政不服審査法に基づく審査請求に係る事件について審査庁の諮問に応じて調査審議する |

電子計算組織

行政需要の質的・量的な変化に的確に対応し、市民サービスのより一層の向上及び行政運営の効率化を図るため、電子計算機を導入し、電算処理を推進している。

なお、平成25年（2013年）度より基幹系システム（住民情報系）の再構築を進めており、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応とともに、システムの全体最適化を行っている。（平成26年（2014年）度より順次稼働し、平成28年（2016年）度完了予定）

1 基幹系システム（住民情報系）で処理している主要な業務

| 業 務 名 | 主 管 課 | 業 務 名 | 主 管 課 |
|------------------------------|---------------|---------------|---------------------|
| 住 民 登 録 | 市 民 課 | 国民年金（福祉年金） | 国 民 年 金 課 |
| | | 老 人 福 祉 | 高 齢 福 祉 室 |
| 印鑑登録証明発行 | 市 民 課 | 児 童 手 当 関 連 | 子 育 て 給 付 課 |
| | | | 学 務 課 |
| 固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税 賦 課 | 資 産 税 課 | 就 学 関 連 | 保 育 幼 稚 園 室 |
| | | | 保 健 給 食 室 |
| | | | 青 少 年 室 |
| 市 民 税 ・ 府 民 税 賦 課 | 市 民 税 課 | 成 人 祭 選 | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 |
| 法 人 市 民 税 賦 課 | | | |
| 軽 自 動 車 税 | 税 制 課 | 下 水 道 統 計 表 等 | 下 水 道 経 営 室 |
| 諸 税 | | 給 与 計 算 等 | 水 循 環 室 |
| 宛 名 管 理 | | | 人 事 室 |
| 税 証 明 | 税 制 課 | 人 口 統 計 | 総 務 室 |
| | 資 産 税 課 | | 文 化 ス ポ ー ツ 推 進 室 |
| 税 収 納 | 納 税 課 | 住 宅 使 用 料 関 連 | 住 宅 政 策 室 |
| 国 民 健 康 保 険 (退職者医療含む) | 国 民 健 康 保 険 室 | 介 護 保 険 関 連 | 高 齢 福 祉 室 |
| 後 期 高 齢 者 医 療 | | | |
| 老 人 医 療 | | | |

2 行政情報系ネットワークで稼働している主要なシステム

| システム名 | 主 管 課 | システム名 | 主 管 課 |
|---------------------|-------|-------------|--------|
| 庁内データ総合共有 活用システム | 情報政策室 | 財務会計システム | 会計室 |
| | | 人事・給与システム | 人事室 |
| 庁内地理情報システム | | 土木工事費積算システム | 水循環室ほか |

3 行政情報系システム用パソコン 年度別台数

(毎年度4月1日現在、水道部・市民病院を除く)

(単位：台)

| 平成26(2014) | 平成27(2015) | 平成28(2016) |
|------------|------------|------------|
| 1,610 | 1,610 | 1,610 |

吹田市第3次総合計画

平成18年度(2006年度)から平成32年度(2020年度)までの15年間を計画期間とする吹田市第3次総合計画に基づき、施策の推進を図っている。

1 基本構想

21世紀の吹田のまちを、様々な人が出会い交流し、そこに子供たちの笑顔、若者たちの躍動感、働く人のエネルギー、高齢者や障がい者の生きがいなどがあふれ、感動あるまち、美しいまちとして実現させることを目指して、将来像を「人が輝き、感動あふれる美しい都市^{まち}すいた」としている。

(1) 施策の大綱

- ア すべての人がいきいき輝くまちづくり
- イ 市民自治が育む自立のまちづくり
- ウ 健康で安心して暮らせるまちづくり
- エ 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり
- オ 環境を守り育てるまちづくり
- カ 安全で魅力的なまちづくり
- キ 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

(2) 人 口

計画の基礎となる将来人口は、子育て支援施策の積極的な推進や良好な住宅の維持・誘導など、定住性の高い魅力ある環境整備の推進を前提として平成32年(2020年)の人口を35万人と設定している。

(3) 都市空間

- ア 地域特性を生かした多様な都市空間の形成
- イ 地域ごとの特徴のある拠点市街地の形成
- ウ 都市機能を高める地域間及び都市間の連携
- エ 人と自然の共生空間の形成

2 基本計画

基本構想で示された施策の大綱を推進するため、全市的な施策の推進を目指す部門別計画と、地域の特性や課題を踏まえ、部門別計画で体系的に示されている施策を地域ごとに推進するための地域別計画を策定している。

3 実施計画

実施計画は基本計画を具体化するための5か年の計画であり、毎年ローリングすることとしている。

この計画における平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度)の5か年の建設事業関係事業費の概要は次のとおりである。(単位：百万円)

| 区 分 | 主 な 事 業 | 普通建設事業費 | | 財 源 内 訳 | |
|-----------------------|---|---------|--------|---------|--------|
| | | | 構成比(%) | 特定財源 | 一般財源 |
| 1 すべての人がいきいき輝くまちづくり | ○千里ニュータウンプラザ施設管理事業 [平和祈念資料館] | 72 | 0.07 | — | 72 |
| 2 市民自治が育む自立のまちづくり | ○千里ニュータウンプラザ施設管理事業 [千里市民センター・市民公益活動センター] | 275 | 0.27 | — | 275 |
| 3 健康で安心して暮らせるまちづくり | ○北千里・古江台認定こども園建設事業 ○公立保育所改修事業 ○児童会館改修事業 ○総合福祉会館施設改修事業 | 3,176 | 3.08 | 1,142 | 2,034 |
| 4 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり | ○小・中学校校舎大規模改造事業 ○小・中学校トイレ施設整備事業 ○小・中学校屋内運動場大規模改造事業 ○小中学校及び幼稚園の空調設備整備事業 ○幼稚園型認定こども園整備事業 | 24,295 | 23.56 | 18,507 | 5,788 |
| 5 環境を守り育てるまちづくり | ○破砕選別工場延命事業 ○水路新設改良事業 | 1,827 | 1.77 | 1,008 | 819 |
| 6 安全で魅力的なまちづくり | ○計画的な管路整備 ○都市計画道路南吹田駅前線立体交差事業 ○自己水源の確保と浄配水施設の整備 ○雨水レベルアップ整備事業 ○公共下水道管渠整備事業 ○正雀処理区編入事業 ○北大阪健康医療都市整備事業 ○新佐竹台住宅集約建替事業 ○下水処理場整備事業 ○都市計画道路岸部中千里丘線道路新設事業 | 73,277 | 71.07 | 65,921 | 7,356 |
| 7 活力あふれにぎわいのあるまちづくり | — | — | — | — | — |
| 基本計画推進のために | ○庁舎管理事業 | 186 | 0.18 | — | 186 |
| 合 計 | | 103,108 | 100 | 86,578 | 16,530 |

行財政改革の取組

本市においては、人口の増加による待機児童対策や、高齢化率が21%を超える超高齢社会への対応で、扶助費等の社会保障関係経費のさらなる増加が見込まれている。また、規模の大きいまちづくりや、多くの公共施設の更新など、普通建設事業に係る事業費も発生している。

このような状況の下、限りある行政資源(財源・人材・資産)の中で、市政の様々な課題に効率的・効果的に応え、持続可能なまちづくりを支える行財政運営を目指し、取組を続けていく。

1 吹田市アウトソーシング推進計画

本市では、簡素で効果的・効率的な行政運営を目指し、幅広い公共サービスの担い手により、市民に必要な公共サービスの質と量をより効果的・効率的に確保できるよう、計画的かつ段階的にアウトソーシングを推進することを目的とし、平成24年(2012年)2月に「吹田市アウトソーシング推進計画」を策定した。

なお、平成24年度(2012年度)から平成30年度(2018年度)までを計画期間としている。

2 行政評価

(1) 趣 旨

人口減少や少子高齢化、多くの公共施設が更新時期を迎えていることなど様々な課題に対応するため、限りある行政資源(財源・人材・資産)をより有効かつ適正に活用する行政経営が求められている。

市が実施する政策・施策・事務事業をできるだけ客観的な評価基準に基づいて、分析・評価し、選択と集中により、事業の優先順位を検討するとともに、市民サービスの最適化を図り、真に必要な市民サービスを持続的に提供するため、行政評価を実施している。

(2) 経 過

| | |
|----------------|--|
| 平成13年度(2001年度) | 事務事業評価を試行実施(1次評価) (評価対象 : 1課1事務事業) |
| 〃 14年度(2002年度) | 事務事業評価を本格実施(1次評価) (評価対象 : 内部管理事務、公共施設の整備・建設事業、 企業会計を除く全ての事務事業) |
| 〃 20年度(2008年度) | 施策評価を含む行政評価を実施 (行政評価委員会による2次評価の実施) |
| 〃 23年度(2011年度) | 評価対象を企業会計を除く全ての事務事業に拡大 |
| 〃 24年度(2012年度) | 外部評価を試行実施 (外部評価対象 : 4施策、12事務事業、1案件) |

平成25年度(2013年度) 外部評価を本格実施

(外部評価対象 : 3施策、35事務事業)

〃 27年度(2015年度) 2次評価において、内部評価と外部評価を統合して実施

(4月8日 吹田市行政評価委員会設置要領を一部改正)

〃 28年度(2016年度) 新たに公募による市民委員の参加を求め、2次評価を実施。

(3) 評価結果 対象：平成26年度(2014年度)実施事業

[105施策、1,179事務事業]

| 評価結果 | 事務事業数 |
|-------------|-------|
| 継 続 | 1,031 |
| 拡 充 | 77 |
| 縮 小 | 2 |
| 廃 止 | 42 |
| 終 期 を 設 定 | 15 |
| 改 善 ・ 見 直 し | 12 |
| 計 | 1,179 |

行政手続条例

行政庁の処分の事前手続については、これまで一般法がなく、個別の法律等による措置に委ねられていたため、手続の不備・不統一が指摘されていた。また、行政指導が多用される傾向があることや処分によっては審査や処理の基準が明確にされていないことに対する批判など、公正で透明な行政運営の確保を求める声の高まりを受けて、国では「行政手続法」が平成5年(1993年)11月に制定され、平成6年(1994年)10月1日に施行された。

本市においても、法の趣旨を受け、法の適用が除外されている処分等についての手続を定め、本市における統一的な事前手続の整備を図るため、「行政手続条例」を平成9年(1997年)3月30日に制定し、同年10月1日施行した。

また、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とし、行政手続法が改正され、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」等の手続が規定され、平成27年(2015年)4月1日から施行された。本市においても、法改正の趣旨を踏まえ、市民の権利利益の保護の充実を図るため、行政手続条例を改正し、平成27年(2015年)4月1日に施行した。

各会計予算の状況

(単位：千円)

| 年 度 | | 平成28(2016) | | 平成27(2015) | | 比 較 | |
|------------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|------------------|------------------------------|
| | | 当初予算額 (A) | 構成比 (%) | 当初予算額 (B) | 構成比 (%) | (A) - (B) (C) | $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ |
| 一 般 会 計 | | 126,173,207 | 57.1 | 122,488,158 | 56.3 | 3,685,049 | 3.0 |
| 特 別 会 計 | 国民健康保険 | 42,955,268 | 19.4 | 42,719,845 | 19.5 | 235,423 | 0.6 |
| | 下水道 | 10,372,215 | 4.7 | 11,789,132 | 5.4 | △ 1,416,917 | △ 12.0 |
| | 部落有財産 | 802,454 | 0.4 | 1,055,570 | 0.5 | △ 253,116 | △ 24.0 |
| | 交通災害・火災等共済 | 86,145 | 0.0 | 92,512 | 0.1 | △ 6,367 | △ 6.9 |
| | 勤労者福祉共済 | 32,909 | 0.0 | 32,854 | 0.0 | 55 | 0.2 |
| | 自動車駐車場 | (平成27年度で廃止) | 0.0 | 36,281 | 0.0 | △ 36,281 | 皆減 |
| | 介護保険 | 24,561,993 | 11.1 | 23,195,837 | 10.6 | 1,366,156 | 5.9 |
| | 後期高齢者医療 | 4,962,200 | 2.3 | 4,691,853 | 2.2 | 270,347 | 5.8 |
| | 公共用地先行取得 | 620,292 | 0.3 | 1,208,840 | 0.6 | △ 588,548 | △ 48.7 |
| | 病院事業債管理 | 912,295 | 0.4 | 703,301 | 0.3 | 208,994 | 29.7 |
| 小 計 | | 85,305,771 | 38.6 | 85,526,025 | 39.2 | △ 220,254 | △ 0.3 |
| 企業 会計 | 水道事業 | 9,639,170 | 4.3 | 9,718,270 | 4.5 | △ 79,100 | △ 0.8 |
| | 小 計 | 9,639,170 | 4.3 | 9,718,270 | 4.5 | △ 79,100 | △ 0.8 |
| 合 計 | | 221,118,148 | 100.0 | 217,732,453 | 100.0 | 3,385,695 | 1.6 |

(注) 企業会計については、支出の合計を記載

一般会計の分析

1 歳入の推移

| 区 分 | 平成26年度(2014年度) | | 平成27年度(2015年度) | | 平成28年度(2016年度) | |
|-------------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|
| | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) |
| 市 税 | 61,376,768 | 54.4 | 61,180,805 | 50.0 | 63,138,227 | 50.0 |
| 地 方 譲 与 税 | 539,000 | 0.5 | 506,000 | 0.4 | 542,000 | 0.4 |
| 利 子 割 交 付 金 | 292,000 | 0.2 | 245,000 | 0.2 | 197,000 | 0.2 |
| 配 当 割 交 付 金 | 443,000 | 0.4 | 490,000 | 0.4 | 743,000 | 0.6 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 79,000 | 0.1 | 381,000 | 0.3 | 582,000 | 0.5 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 4,140,000 | 3.7 | 6,099,000 | 5.0 | 7,246,000 | 5.7 |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 128,000 | 0.1 | 155,000 | 0.1 | 199,000 | 0.2 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 242,000 | 0.2 | 245,000 | 0.2 | 250,000 | 0.2 |
| 地 方 交 付 税 | 750,000 | 0.7 | 100,000 | 0.1 | 100,000 | 0.1 |
| 交通安全対策特別交付金 | 50,000 | 0.0 | 50,000 | 0.1 | 50,000 | 0.0 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 1,640,992 | 1.5 | 1,545,098 | 1.3 | 1,339,554 | 1.1 |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 2,681,643 | 2.4 | 2,606,874 | 2.1 | 2,674,856 | 2.1 |
| 国 庫 支 出 金 | 21,154,529 | 18.7 | 22,283,331 | 18.2 | 24,469,587 | 19.4 |
| 府 支 出 金 | 6,668,026 | 5.9 | 7,356,271 | 6.0 | 7,607,194 | 6.0 |
| 財 産 収 入 | 349,162 | 0.3 | 43,192 | 0.0 | 48,284 | 0.0 |
| 寄 附 金 | 41,304 | 0.0 | 1,001 | 0.0 | 1,001 | 0.0 |
| 繰 入 金 | 5,762,000 | 5.1 | 7,765,320 | 6.3 | 8,943,000 | 7.1 |
| 諸 収 入 | 2,890,903 | 2.6 | 6,632,166 | 5.4 | 2,854,904 | 2.3 |
| 市 債 | 3,596,400 | 3.2 | 4,803,100 | 3.9 | 5,187,600 | 4.1 |
| 歳 入 合 計 | 112,824,727 | 100.0 | 122,488,158 | 100.0 | 126,173,207 | 100.0 |

2 歳出の推移

| 区 分 | 平成26年度(2014年度) | | 平成27年度(2015年度) | | 平成28年度(2016年度) | |
|---------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|
| | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) |
| 議 会 費 | 723,598 | 0.7 | 781,988 | 0.6 | 739,847 | 0.6 |
| 総 務 費 | 10,412,174 | 9.2 | 15,136,779 | 12.4 | 13,008,274 | 10.3 |
| 民 生 費 | 54,224,491 | 48.1 | 56,147,103 | 45.8 | 58,194,968 | 46.1 |
| 衛 生 費 | 9,501,650 | 8.4 | 9,692,987 | 7.9 | 10,480,075 | 8.3 |
| 労 働 費 | 223,313 | 0.2 | 219,590 | 0.2 | 223,553 | 0.2 |
| 農 業 費 | 79,585 | 0.1 | 72,546 | 0.1 | 71,817 | 0.1 |
| 商 工 費 | 570,178 | 0.5 | 568,889 | 0.5 | 526,579 | 0.4 |
| 土 木 費 | 12,759,777 | 11.3 | 13,941,039 | 11.4 | 18,784,507 | 14.9 |
| 消 防 費 | 3,651,874 | 3.2 | 5,554,504 | 4.5 | 3,826,183 | 3.0 |
| 教 育 費 | 13,964,330 | 12.4 | 14,717,257 | 12.0 | 14,868,118 | 11.8 |
| 公 債 費 | 6,583,757 | 5.8 | 5,620,691 | 4.6 | 5,415,566 | 4.3 |
| 諸 支 出 金 | 100,000 | 0.1 | 4,785 | 0.0 | 3,720 | 0.0 |
| 予 備 費 | 30,000 | 0.0 | 30,000 | 0.0 | 30,000 | 0.0 |
| 歳 出 合 計 | 112,824,727 | 100.0 | 122,488,158 | 100.0 | 126,173,207 | 100.0 |

3 自主・依存財源

| 区分 | 款 別 | 平成26年度(2014年度) | | 平成27年度(2015年度) | | 平成28年度(2016年度) | |
|------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|------------|
| | | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) |
| 自主財源 | 市 税 | 61,376,768 | 54.4 | 61,180,805 | 50.0 | 63,138,227 | 50.0 |
| | 分担金及び負担金 | 1,640,992 | 1.5 | 1,545,098 | 1.3 | 1,339,554 | 1.1 |
| | 使用料及び手数料 | 2,681,643 | 2.4 | 2,606,874 | 2.1 | 2,674,856 | 2.1 |
| | 財産収入 | 349,162 | 0.3 | 43,192 | 0.0 | 48,284 | 0.0 |
| | 寄附金 | 41,304 | 0.0 | 1,001 | 0.0 | 1,001 | 0.0 |
| | 繰入金 | 5,762,000 | 5.1 | 7,765,320 | 6.3 | 8,943,000 | 7.1 |
| | 諸収入 | 2,426,686 | 2.1 | 6,357,746 | 5.2 | 2,602,360 | 2.1 |
| | 小 計 | 74,278,555 | 65.8 | 79,500,036 | 64.9 | 78,747,282 | 62.4 |
| 依存財源 | 地方譲与税 | 539,000 | 0.5 | 506,000 | 0.4 | 542,000 | 0.4 |
| | 利子割交付金 | 292,000 | 0.3 | 245,000 | 0.2 | 197,000 | 0.2 |
| | 配当割交付金 | 443,000 | 0.4 | 490,000 | 0.4 | 743,000 | 0.6 |
| | 株式等譲渡所得割交付金 | 79,000 | 0.1 | 381,000 | 0.3 | 582,000 | 0.5 |
| | 地方消費税交付金 | 4,140,000 | 3.7 | 6,099,000 | 5.0 | 7,246,000 | 5.7 |
| | 自動車取得税交付金 | 128,000 | 0.1 | 155,000 | 0.1 | 199,000 | 0.2 |
| | 地方特例交付金 | 242,000 | 0.2 | 245,000 | 0.2 | 250,000 | 0.2 |
| | 地方交付税 | 750,000 | 0.7 | 100,000 | 0.1 | 100,000 | 0.1 |
| | 交通安全対策特別交付金 | 50,000 | 0.0 | 50,000 | 0.1 | 50,000 | 0.0 |
| | 国庫支出金 | 21,154,529 | 18.7 | 22,283,331 | 18.2 | 24,469,587 | 19.4 |
| | 府支出金 | 6,668,026 | 5.9 | 7,356,271 | 6.0 | 7,607,194 | 6.0 |
| | 諸収入 | 464,217 | 0.4 | 274,420 | 0.2 | 252,544 | 0.2 |
| 市 債 | 3,596,400 | 3.2 | 4,803,100 | 3.9 | 5,187,600 | 4.1 | |
| 小 計 | 38,546,172 | 34.2 | 42,988,122 | 35.1 | 47,425,925 | 37.6 | |
| 歳入合計 | 112,824,727 | 100.0 | 122,488,158 | 100.0 | 126,173,207 | 100.0 | |

4 性質別歳出

| 区 分 | 平成26年度(2014年度) | | 平成27年度(2015年度) | | 平成28年度(2016年度) | | |
|-------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|------|
| | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) | 当初予算額 (千円) | 構成比 (%) | |
| 義務的経費 | 53,777,288 | 47.6 | 56,734,781 | 46.3 | 57,708,412 | 45.7 | |
| 内 訳 | 人件費 | 22,892,949 | 20.3 | 23,929,641 | 19.5 | 23,899,918 | 18.9 |
| | 扶助費 | 24,300,689 | 21.5 | 27,184,556 | 22.2 | 28,393,035 | 22.5 |
| | 公債費 | 6,583,650 | 5.8 | 5,620,584 | 4.6 | 5,415,459 | 4.3 |
| 投資的経費 | 9,798,010 | 8.7 | 12,904,761 | 10.5 | 17,423,392 | 13.8 | |
| 内 訳 | 普通建設事業費 | 9,798,010 | 8.7 | 12,904,761 | 10.5 | 17,423,392 | 13.8 |
| | 災害復旧事業費 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 物件費 | 21,659,288 | 19.2 | 20,924,137 | 17.1 | 20,814,333 | 16.5 | |
| 繰出金 | 11,599,103 | 10.3 | 11,866,296 | 9.7 | 12,037,960 | 9.5 | |
| その他 | 15,991,038 | 14.2 | 20,058,183 | 16.4 | 18,189,110 | 14.5 | |
| 歳出合計 | 112,824,727 | 100.0 | 122,488,158 | 100.0 | 126,173,207 | 100.0 | |

決算状況

普通会計の決算

普通会計は一般会計のほか、特別会計のうち、公営企業会計に属するもの以外の会計（本市の場合は勤労者福祉共済、交通災害・火災等共済のうち火災等共済分、公共用地先行取得分）を含んでいる。

（単位：千円）

| 年度 区分 | 平成24(2012) | 平成25(2013) | 平成26(2014) |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入総額 A | 116,163,072 | 108,717,170 | 117,588,363 |
| 歳出総額 B | 114,858,606 | 105,535,667 | 115,958,159 |
| 差引額 (A-B) | 1,304,466 | 3,181,503 | 1,630,204 |
| 実質収支 | 131,453 | 2,043,777 | 1,116,860 |
| 単年度収支 | 54,454 | 1,912,324 | △926,917 |
| 実質単年度収支 | △109,769 | 1,977,799 | 91,552 |
| 経常収支比率(%) | 99.9 | 96.4 | 96.4 |
| 財政力指数 | 0.973 | 0.968 | 0.969 |
| 公債費比率(%) | 5.6 | 4.1 | 3.1 |
| 地方債現在高 | 51,505,893 | 47,487,229 | 46,093,467 |
| 債務負担行為額 | 25,126,630 | 41,415,684 | 48,130,412 |

部 落 有 財 産

部落有財産のため池等の売却処分金の使途を明確にし、適正な管理運営を期するため、部落有財産特別会計を設定して、市において処分金を管理し、部落有財産取扱規程により処理している。

平成28年(2016年)4月1日現在

| 部 落 名 | 所 在 | 公簿面積 (㎡) | 通 称 |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 江 坂 垂 水 | 円 山 町 | 1,370 | 垂 水 上 池 |
| | 江坂町3丁目 | 8,759 | 江 坂 大 池 |
| | 江坂町4丁目 | 5,008 | 鎌 池 |
| 山 田 下 | 山田西1丁目 | 666 | 津 志 長 池 |
| | 尺 谷 | 1,567 | 尺 谷 池 |
| 山 田 上 | 山田東4丁目 | 1,957 | 引 谷 池 |
| | 山田西4丁目 | 7,355 | 王 子 池 |
| | 千里万博公園 | 964 | 濁 池 |
| 佐 井 寺 | 佐井寺3丁目 | 2,006 | 佐 井 寺 新 池 |
| | 佐井寺4丁目 | 2,184 | 太 平 池 |
| 下 新 田 | 千里山竹園1丁目 | 2,677 | アチラ谷新池 |
| | " | 1,114 | 治 下 池 |
| | 春日4丁目 | 3,993 | 砂子谷新池 |
| | 桃山台5丁目 | 1,312 | 木 戸 坂 池 |
| 片 山 (原) | 原町2丁目 | 5,496 | 棚うら池(牛池) |
| | " | 3,214 | 宮 が 谷 池 |
| | " | 16,106 | 今池(新からま池) |
| | " | 1,073 | 濁 池 |
| | 原町3丁目 | 8,161 | 龍 が 池 |
| 山 田 小 川 | 山田東3丁目 | 7,140 | 前 垂 池 |
| 計 | 20 か 所 | 82,122 | |

土地開発基金

土地開発基金の概要

- (1) 制定時期 昭和44年(1969年)11月 1 日
- (2) 趣 旨 公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ確保することにより、公共事業の円滑な執行を図る。
- (3) 基金の額

平成27年度(2015年度)吹田市土地開発基金運用状況

| 基金名 | 平成27年(2015年度)当初基金総額 | | | | 平成28年(2016年)3月末現在 (単位: 千円) | | | | | |
|--------|---------------------|---------|-----------|----|----------------------------|---------|---------|---------|-------------|-----------|
| | 運用中の額 | 現金 | 計 | 減 | 増 | 減 | 運用中の額 | 現金 | 計 | |
| | A | B | C | D | E | F | G | H=A+F-G | I=B+D+G-E-F | J=H+I |
| 土地開発基金 | 702,123 | 357,535 | 1,059,658 | 79 | 0 | 297,430 | 117,110 | 882,443 | 177,294 | 1,059,737 |

平成28年(2016年)3月末基金総額 計 J

| 内 訳 | 運用中の額 H | | 不 動 産 | |
|-----|-----------|-----------|-----------|---------|
| | 現金 I | 市会計管理者保管額 | 貸 付 金 | 産 金 |
| | 177,294 | 177,294 | 706,778 | 175,665 |
| | | | 0 | 0 |
| | 計 | | 計 | |
| | 1,059,737 | | 1,059,737 | |

平成27年度(2015年度)土地開発基金運用状況明細

| 区分 | 事業名 | 平成27年度(2015年度) 当初現在高 A | | | 平成28年(2016年)3月末増減高 | | | | | | 平成28年(2016年)3月末現在高 | | | | | |
|-------------------|---------------------|---------------------------|-----------|------------|--------------------|-----------|------------|---------|-----------|------------|--------------------|-----------|------------|-------------|-----------|------------|
| | | 筆数 | 面積 (㎡) | 金額 (千円) | 増 筆数 | 面積 (㎡) | 金額 (千円) | 減 筆数 | 面積 (㎡) | 金額 (千円) | C 筆数 | 面積 (㎡) | 金額 (千円) | A+B-C 筆数 | 面積 (㎡) | 金額 (千円) |
| 不動産 | 片山公園整備用地 | 5 | 932.56 | 61,418 | | | | | | | | | | 5 | 932.56 | 61,418 |
| | 公共事業予定用地 及び代替地 | 1 | 329.98 | 114,247 | | | | | | 0 | | | | 1 | 329.98 | 114,247 |
| | 小計 | 6 | 1,262.54 | 175,665 | | | | | | 0 | | | | 6 | 1,262.54 | 175,665 |
| 貸付金等 | 公共用地先行取得 特別会計貸付金 | | | 526,458 | | | 297,430 | | | | | | | | | 706,778 |
| | 小計 | | | 526,458 | | | 297,430 | | | | | | | | | 706,778 |
| 不動産・貸付金等合計 | | 6 | 1,262.54 | 702,123 | | | 297,430 | | | | | | | 6 | 1,262.54 | 882,443 |
| 現金 (市会計管理者保管額) | | | | 357,535 | | | 117,189 | | | | | | | | | 297,430 |
| 基金総額 | | | | 1,059,658 | | | 414,619 | | | | | | | | | 1,059,737 |

平成27年(2015年)償還分公共用地先行取得特別会計貸付金の内訳

| | |
|-------------------|-------------|
| 償還年月日 | 金額(円) |
| 平成27年(2015年)7月31日 | 117,110,074 |
| 計 | 117,110,074 |

平成28年(2016年)3月末現在現金(市会計管理者保管額) (円)

| | |
|-------------|-------------|
| 年度当初額 | 357,535,259 |
| 特別会計新規貸付金額 | 297,429,962 |
| 特別会計貸付金償還額 | 117,110,074 |
| 一般会計繰入額 | 78,928 |
| 一般会計繰出額 | 0 |
| 歳計現金への繰替償還額 | 0 |
| 歳計現金への繰替貸付額 | 0 |
| 計 | 177,294,299 |

公共施設最適化の推進

1 趣旨

本市では、平成23年（2011年）8月に一般建築物及び公共用地の公共施設について、世代を超えた市民の共有財産と位置付け、全体として総量縮減を図るとともに、質的な見直しを行い、計画的な利活用、保全管理、再整備及び土地の有効活用など保有資産の効果的な対策を検討し、良好な施設機能を長期的にわたり安定的に供給することを目的として「公共施設的最適化方針骨子」を策定した。

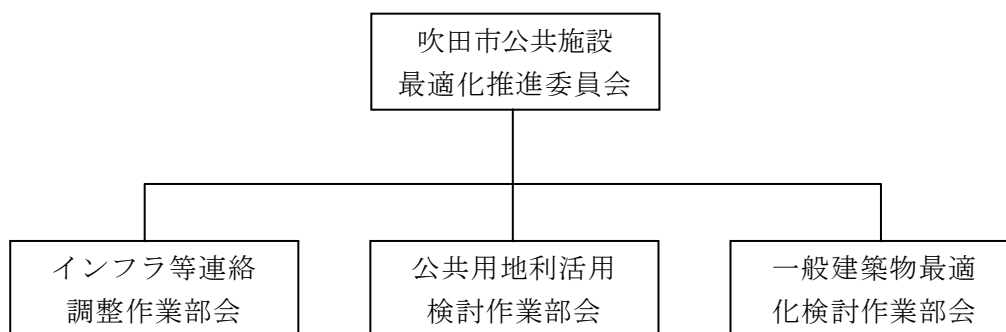
また、平成24年（2012年）10月には平成23年（2011年）8月に策定した「公共施設的最適化方針骨子」を改訂し、公共施設に道路や橋梁、上下水道などの社会生活基盤を含めるとともに、公共施設は政策実現の場であり、経営管理の視点から戦略的かつ効果的な対策を検討し、公共施設の最適化を進めることとした。

全庁的な推進体制として、吹田市公共施設最適化推進委員会を設置し、公共施設の最適化に取り組む。

2 経過

- 平成23年(2011年) 8月31日 公共施設的最適化方針骨子を策定
- 〃 24年(2012年) 9月11日 吹田市公共施設最適化推進委員会を設置
- 〃 24年(2012年) 10月10日 公共施設的最適化方針骨子を改訂
- 〃 25年(2013年) 3月26日 吹田市施設白書を作成
- 〃 25年(2013年) 3月26日 吹田市公有地利活用の考え方を作成
- 〃 26年(2014年) 3月31日 吹田市公共施設最適化計画【方針編】を策定
- 〃 28年(2016年) 3月31日 〃 【実施編】を策定

3 公共施設最適化推進体制



4 公共施設最適化の概要

(1) 目的

- ア 道路や橋梁、上下水道などの社会生活基盤、公共用地を含めた公共施設について世代を超えた市民の共有財産と位置付けるとともに、経営管理の視点から最適化を進める。
- イ 公共施設の最適化に当たっては、全体の総量の縮減及び質的な見直しを図るとともに、計画的な利活用や保安全管理、再整備など、戦略的かつ効果的な対策を検討し、良好な施設機能を長期的かつ安定的に供給する。
- ウ 公共施設の最適化にとどまらず、公共施設を活用しての持続可能な政策の実施を前提に、公共施設だけでなく人的資源等を含めた全ての経営資源を最適に配分し有効活用を図る。

(2) 基本的な考え方

「財務」、「供給」及び「品質」の三つの視点について、総合的かつ適切な調和を図りつつ、公共施設の最適化を推進する。

ア 財務の視点

施設運営コストの削減や運営効率の向上、ライフサイクルコストの削減にとどまらず、経済性及び効率性の二つの視点から施設に係るトータルコスト及び財政負担の削減を図る。

イ 供給の視点

公共施設の機能と求められるニーズ及び役割を精査し、効率性及び有効性の視点から、その役割を終えたものや民間施設において同等のサービス供給が期待できる施設については、市民満足度の維持・向上を前提として公共政策としてのアウトソーシング推進の意義を反映し、積極的に民間施設によるサービス供給への転換を図る。

ウ 品質の視点

災害の際の避難場所としての役割を担う施設として、耐震の課題に取り組むなど、施設の安全性確保を図るとともに、省エネルギーなど具体的な環境問題への対策や、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設機能の向上など社会的要請への対応を図る。

(3) 取組の内容

- ア 道路、橋梁及び公共用地を含めた公共施設情報の一元管理
- イ 公共施設等総合管理計画の策定
- ウ 個別施設の最適化の検討
- エ 公共施設最適化の進行管理